

市民文教委員会会議録

平成29年2月3日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：15

【 案 件 】

1. 請願第9号 一条工務店及び、悠悠ホームによる大規模な太陽光パネル設置による生活環境悪化に関する請願
2. 学力向上施策について
3. まちづくりの推進について

【 報告事項 】

1. 立岩公民館の移転建替地について (生涯学習課)
2. 飯塚市斎場指定管理者の取り扱いについて (環境整備課)

○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「請願第9号 一条工務店及び、悠悠ホームによる大規模な太陽光パネル設置による生活環境悪化に関する請願」を議題といたします。

本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

何点かちょっと質問をさせていただきます。前回の委員会以降、白旗山における一条工務店及び悠悠ホームの開発の状況はどういったことになっているのでしょうか。答弁をお願いします。

○環境整備課長

まず一条工務店に関しましてでございますけれども、1月23日に幸袋公民館におきまして、防護柵設置工事の概要やスケジュール等に関しまして、住民への説明会が開催をされております。

○農林振興課長

1月末現在になりますが、電話で県のほうに問い合わせをいたしましたところ、一旦取り下げを行っております悠悠ホームにつきましては、前回から何ら動きはあっておりません。また、今後の予定についても、聞き及んでおりません。

○勝田委員

悠悠ホームについては、具体的な開発計画の進展は見られないということの理解でいいんですね。では、先ほど一条工務店について、防護壁、つまり外柵工事の説明会があったと言われてましたけれども、太陽光発電設備の本体工事との関係はどういうふうになっていますか。

○環境整備課長

事業者の説明によりますと、周辺住民の方々からの多数の意見があっておりましたイノシシ等の有害鳥獣の対策として、本体工事に入る前に、計画地の外周に防護柵を設置し、それらによる被害等を最小限にとどめたいということで、本体工事に先行して外周に防護柵を設置することから、今回の説明会が開催されたものでございます。ただ、本体工事につきましては、まだ予定がないということでございます。

○勝田委員

次に、国、県において、太陽光発電に関する法整備等について、何か動きがあったでしょうか。

○環境整備課長

以前にもご答弁をいたしましたけれども、太陽光発電設備の設置に関する法整備の必要性に関しましては、昨年も福岡県市長会を通じまして、国へ強く要望しているところでございます。国の動きといたしましては、具体的な内容に関しましては、まだはっきりしておりませんが、太陽光発電に関するガイドラインの策定を検討しているという情報を得ているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今答弁いただいていた中で、一条工務店はまだ工事に入るというのは不明であるということでしたが、この造成工事に取りかかる前にも、地元住民の皆さんとの説明会が開催されるというふうに考えていいのでしょうか。また、以前議会等でも話があったと思いますけれども、一条工務店は、今回の開発事業に伴い関係自治会との協定書の締結をするような発言があったというふうに記憶しておりますけれども、関係者との協定書の締結は済んでいるのでしょうか。

○環境整備課長

造成工事の着工前には、改めて事業者による地元住民説明会が開催されることになっております。このことに関しましては、今回の説明会の中でも事業者からその話があります。協定の締結に関しましては、飯塚市自然環境保全条例第13条第1項に、事業者は事業活動に関し、周辺住民から生活環境を保全するための協定の締結を求められたときには、その締結に努めなければならないという規定がございます。そのため、一条工務店につきましても、そのあたりは十分理解をした上で、地元との協議が進められるものと考えております。

なお、この件につきましては、同条の第2項に、双方または一方から調整の申し出があったときには、市としてもその調整に対応していきたいというふうに考えております。

○兼本委員

そうすると、その協定書というのは、努めなければならないということであれば、結ばないといけないということではないということですかね。

○環境整備課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

それともう一つ。先ほど国のほうがガイドラインの策定を検討しているというふうに、情報があるということでしたが、そのガイドライン自体もいつできるかということもわからないと思うんですが、そういった中で、やはり本市としましては、条例を改正するなどして、太陽光発電事業に関して何らかの対応を検討するべきではないかというふうに考えますけれども、どのように思われますでしょうか。

○環境整備課長

太陽光発電事業に関しまして、各自治体も非常に苦慮しているのが現状でございます。私どもも、他自治体の情報収集しながら対応に努めているところでございますが、逆に他県の自治体からも本市の自然環境保全条例に関して問い合わせがあっているといった状況もございます。質問者言われます条例の改正等につきましては、他自治体の状況を把握し、また、社会情勢等を加味した上で、有識者であります飯塚市自然環境保全対策審議会の会長の弁護士、馬奈木先生や関係機関等に相談しながら、さまざまな観点から鋭意研究していく必要があるというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○勝田委員

白旗山の太陽光発電開発に対する周辺住民の方々の不安を十分に理解はしているのですが、

本請願については、いましばらく時間をかけて慎重に審査すべきであると考えております。本日は継続審査としてはどうかと考えておりますが、委員長において、お取り計らいをよろしくお願いします。

○委員長

ただいま勝田委員から継続審査としていただきたい旨の申し出がっておりますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よってそのように取り計らわせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、慎重に審査すべきであるということで、継続審査としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「学力向上施策について」を議題といたします。「学力向上施策の成果と課題」について、執行部の説明を求めます。

○学校教育課長

特別付託案件「学力向上施策について」、その成果と課題について説明をさせていただきます。

まず、飯塚市の学力向上施策の方向性と概要について説明いたします。

「未来の飯塚市を担うかしこく・やさしく・たくましい子どもの育成」に向け、義務教育9カ年を通して、21世紀型学力の育成を図ることを狙いとしております。その概要といたしましては、多層指導モデルMIM、徹底反復学習、協調学習により知識技能の習得及び活用力の育成を図り、その際、ICT機器を活用するなどし、効果的な教育活動の展開を推進してまいりました。

それでは、学力向上施策の主な内容について説明いたします。

多層指導モデルMIMにつきましては、市内全小学校において低学年を中心にその実践を積み重ね、あわせて、年3回の指導者研修、また、地区ごとのグループ研修などを実施し、その充実を図ってまいりました。

徹底反復学習では、市内全小中学校において国語、算数・数学を中心に、その実践を積み重ね、あわせて、学力調査結果などをもとに学力向上モデル校を設定し、対象校への指導、支援を行うとともに、学力向上コーディネーターを中心とした研修会を実施するなどして、市内教職員の指導力の向上を図ってまいりました。

協調学習では、市内全小中学校で、協調学習の指導者養成、市内全小中学校における協調学習の研究授業の実施など、その推進を図ってまいりました。

ICT教育では、モデル校として指定し、ICT機器を活用した教育活動のあり方について実証的に研究し、その成果を小中学校に広げることに取り組みました。また、ICT機器については、研究指定校への整備に加え、平成28年度は県の補助事業を活用し、市内全小中学校に電子黒板一式を整備しました。具体的には、お手元の資料2ページの表にお示ししておりでございます。

オンライン英会話では、市内全小学校6年生を対象に、オンラインによるネイティブ講師とのマンツーマンでの英会話レッスンを月2回程度実施し、児童の「聞く」、「話す」を中心とした学力向上に取り組んでまいりました。

成果と課題について説明いたします。

まず、成果についてです。ただいまご説明させていただいたとおり、本市学力向上施策の実

施によりお手元3ページの表にお示ししていると通りの各種調査において成績の上昇が見られました。

I C T教育では、児童生徒及び教職員ともにI C T機器を活用した授業のよさを認めており、児童生徒においては学習意欲が、教職員においては研修意欲の高まりが見られました。また、2つの学校間において電子黒板を用いた遠隔授業による交流発表会を行うなど、新しい授業方法なども実践されました。

オンライン英会話では、モデル校でのアンケートにおいて、英語の授業を楽しんでいると感じたり、英語で積極的にコミュニケーションをとりたいと感じたりしている児童が増加しているといった結果が得られました。今後は、アンケートや英検J r. 学校版を通して、その効果検証を行っていく予定です。

最後に、課題について説明いたします。

まず、学力テストの結果からです。一定の成果が上がっているものの、今後は、21世紀を生き抜く力のさらなる育成を目指し、協調学習のさらなる推進や学力向上プランの改善及び検証の充実などを図る必要があると考えております。また、I C T教育、オンライン英会話においては、教職員研修を充実させるなどし、整備されたI C T機器やオンライン英会話のシステムを、教職員が今以上に有効活用ができるように、指導力を向上させる必要があると考えます。

以上、簡単ではございますが、特別付託案件、学力向上施策に関する成果と課題についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

1点、2点ちょっとお聞きします。平成18年度の合併より、飯塚市教育委員会としては、少人数学級による少人数指導の効果と、学力向上に関する少人数指導等、学力向上との相関、そういったものをどういうふうにとらえているのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

少人数指導につきましては、一人一人の学力の状況などをきめ細かく把握し、子の実態に応じた指導が実施できるものと考えております。これまでの中でも教育現場より、きめ細かな指導ができるようになったなどの声も上がっており、一定の成果があると考えております。

○勝田委員

一定の成果が上がっていること、これ自体、私は、いろんなM I Mも含め協調学習、それからI C T教育、これらと一緒に、やっぱり少人数指導というのは一人一人にかかるその指導とか、時間だとか、それから声かけも含めてもそうなのですが、かなりの効果が上がっていると思います。これは大きく学力向上に影響を及ぼしていると、私は感じているんです。だから合併当初から飯塚市は取り組んできた事業だと思っているんです。それが、この中にその成果としても一言も触れられてないんですね。それがちょっと非常に残念ですので、できましたら、もう一度、そういった原点に戻るといいますか、少人数指導の大切さだとか、それが子どもたちに与える心の余裕ですか、そういったものに大きく影響すると思いますので、今後そういったことも含めて指導に当たっていただきたいと、要望して終わっておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○勝田委員

委員長にお願いいたします。

本委員会に特別付託を受けております「学力向上施策について」は、種々審査を行ってきました。

これまでの審査において、各委員より本市の施策について、「ICT教育を早期に市内全学校で導入すること」、「特別支援教育について担当教員の定数増加などにより充実を図ること」など提案をしてきました。

本市の学力向上施策については、「全国学力・学習状況調査」を初め、各種の学力検査において数値の向上が見られ、その成果が確実に上がっているものと思われます。

執行部においては、先ほどお話のありました21世紀型学力の育成を目指し、学力向上施策の推進のためにさらなる努力をしていただくことを要望いたしまして、本件については調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをよろしく願います。

○委員長

ただいま勝田委員から、本件について、調査終了としてほしい旨の申し出がありましたが、本日、調査終了について、お諮りするということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らわせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「学力向上施策について」は、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

次に、「まちづくりの推進について」を議題といたします。「まちづくりの推進の成果と課題」について、執行部より説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「まちづくりの推進について」、成果と課題のまとめについて、ご説明をさせていただきます。

平成25年3月末をもちまして、市内12地区に設立されましたまちづくり協議会の活動について、委員各位より、多種多様なご意見、ご助言等をいただき、まちづくり協議会の活動を支えるための財政的な支援や人的な支援に関することや運営のあり方等についても、あわせてご指摘もいただいていたところでもあります。

まず成果につきましては、まちづくり協議会の活動を支えるための拠点施設の整備をする必要があることから、協働のまちづくりの推進を進めるため12地区公民館を活動の拠点として位置づけ、さらなる活動の活性化につなげるという考え方のもと、地区公民館を教育委員会所管から市長部局所管へと移行する方針で、コミュニティセンター化する方針が決まり、その方針のもと関係各課と協議を重ねてまいりました結果、前回委員会でご報告いたしておりましたように、正式に意向が決定したところでございます。しかしながら、平成29年4月からセンターに移行するというご説明を差し上げておりましたが、市民への周知、関係団体等への周知に時間を要することから、開始時期につきましては再考しているところでございます。時期が決まりましたら、改めてご報告をさせていただきます。

次に、課題といたしましては、移行後の施設の運営方法等のあり方でございます。現時点の方針は、まずは現状と同じ形態の直営という形でスタートし、その後、業務委託、さらには指定管理者制度を活用し、まちづくり協議会に施設の運営を委託していくとの方向性は持っております。しかしながら、全て同時に指定管理者を導入とはならないと考えており、まずはできるところから導入する予定で計画を進めてまいりたいと考えております。

また、まちづくり協議会の補助金につきましても、今までのように一律での支出ではなく、各地区のまちづくり計画に基づき精査を行い、増減があるかもしれませんが、地域の課題解決に向けて、よりよい補助金となるような方法へと改めることも検討しております。今後も市とまちづくり協議会とが担うべき役割分担の明確化や、まちづくり協議会の地域におけるあり方等を検討していかなければならないと認識をいたしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

一つちょっと確認させていただきたいということと、将来的な展望を、どのようになるかということをお伺いしたいんですが、先ほど説明ありました運営のあり方なんですけれども、12地区公民館をコミュニティセンター化するというようになって、事業としては、公民館事業にプラスして今後やっていきますというようなお話でした。

ちょっと市民の方が心配されてあることが一つあるんですけれども、今後、直営から始まると思うんですが、公民館長はいなくなるわけですね。コミュニティセンター長という形になってくるということになってくると、公民館事業が今後衰退していくのではないかというようなことを危惧されていらっしゃる住民の方もいらっしゃいます。今後の体制として、コミュニティセンター化した場合には、センター長というのは民間の方になってくるという形に将来的になるわけですね。そのあたりが、その公民館事業とコミュニティセンター化することを一緒にするというようになってくると、あわせて、例えばコミュニティセンター化してきた場合に、今ある12地区公民館に、市の職員の方は、公民館事業専門で常駐しないのかとか、そういったところの計画はどのようになってるか、お尋ねしたいんですが。

○まちづくり推進課長

時期はまだ確定しておりませんが、コミュニティセンター化すれば、当然市長部局の所管になり職員も市長部局となりますが、当然、公民館事業は今までどおり継続的に行うため、教育委員会の併任辞令を発令いたしまして、公民館事業は今までどおりやっていただく。当分の間は直営で運営を行います。当然、業務委託とか指定管理になれば、地域の方にお任せするということになるかもしれませんが、それまでには当分時間はかかるであろうと考えております。我々としては将来的には指定管理に持っていくために、今後も支援をしていきたいと思っておりますが、しばらくは直営で運営していこうというふうに考えております。

○兼本委員

ということは、市の職員の方が公民館事業のところは、とりあえず直営の間は担当してやっていくと。それプラス、まちづくり協議会のセンター長が事業行っていくというような形になるわけですね。ぜひ、その後の展開があると思うんですけど、公民館事業も今まで以上に活性化できるような形で、今後考えていっていただきたいなというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○勝田委員

委員長をお願いいたします。

本委員会に特別付託を受けております「まちづくりの推進について」は、種々審査を行ってきました。

これまでの審査において、各委員から本市におけるまちづくり協議会の活動について、「地域住民への周知と参加の促進をすすめること」、「まちづくり推進課がリーダーシップを発揮し、行政に寄せられた地域課題を提起し、まちづくり協議会と共有すること」、「まちづくり

協議会の補助金について、地域の実態にあわせた見直しを行うこと」などを提案してまいりました。

執行部においては、まちづくり協議会の活動拠点として、地区公民館のコミュニティ拠点施設への移行に取り組みられています。先ほど、本年4月に12地区同時に移行する計画であったものが、移行の時期について再考しているとの報告がありましたが、コミュニティ拠点施設は、文字通りこれからのまちづくり協議会の活動の拠点となるものであります。まちづくり協議会の方々と移行について十分な協議を尽くしていただき、市民の混乱を招くことのないよう移行を進めていただくことを要望いたしまして、本件については調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○委員長

ただいま勝田委員から、本件について、調査終了としてほしい旨の申し出がありましたが、本日、調査終了について、お諮りするというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らわせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「まちづくりの推進について」は、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、2件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「立岩公民館の移転建替地について」、報告を求めます。

○生涯学習課長

立岩公民館の移転建替地について説明をさせていただきます。お手元に資料をお配りさせていただいております。

立岩公民館の移転建替地については、10月25日開催の市民文教委員会において、土地の所有者である日本たばこ産業株式会社と土地売買契約の締結に向けた協議を行っている旨の報告をさせていただいております。その後、協議を行い、12月19日に売買金額7900万円で売買契約を締結し、12月22日に登記が完了いたしております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、飯塚市斎場指定管理者の取り扱いについて報告を求めます。

○環境整備課長

この度の前市長、副市長のかけまーじゃん事案におきまして、平成29年4月1日から、飯

塚市斎場の指定管理者となる事業者の代表者が、マージャンのメンバーであったことが明らかとなり、指定管理者の選考に有利な取り計らいが行われたのではないのかとの疑念が持たれていることから、指定管理者制度の所管課及び施設所管課において、調査、確認をいたしました。その概要と指定管理者に対する今後の取り扱い、考え方について、ご説明、ご報告させていただきます。

資料につきましては、お手元に、No. 1からNo. 6までの6種類を提出させていただいております。

今回の飯塚市斎場の選定事務の経過につきましては、資料のNo. 3「新塚市斎場指定管理者選定経過」をお願いいたします。その1ページの3番目のとおり、昨年の4月1日から公募を開始いたしまして、3つの事業者から申請応募がありました。指定候補者を選定する指定管理者選定委員会の第1回目が6月13日に、第2回目が7月11日に、第3回目が8月8日に開催されまして、提出資料の審査、現地調査、応募者からのプレゼンテーション、その内容などにつきまして検討、審議が行なわれ、評価、採点の結果、有限会社きど葬祭が指定候補者として選定されたものでございます。

選定委員会の委員構成につきましては、同じ資料の1ページ下段の項目6、平成28年6月13日第1回開催に記載のとおり、学識委員3名、公募委員2名、施設専門委員1名、市職員1名の7名となっております。

次に、選定評価項目につきましては、資料No. 1「運用ガイドライン」でございしますが、その17ページに記載しております選定評価書の表のとおり、20項目の審査項目の基準を、資料No. 4「募集要項」の7ページ中段の「18 指定管理者候補の選定方法」に記載をいたしまして、事前に公表して、明らかにしております。

評価、採点に関する資料としまして、資料No. 5の「議案書」の4ページから6ページに選定委員会の評価結果を記載いたしておりますが、今回、資料No. 6としまして、選定評価書の採点を選考委員ごとに区分したものを配付させていただいております。資料No. 6のとおり、きど葬祭に関しては網かけをしておりますけれども、7名中6名の委員が、きど葬祭の評価得点が最も高く、総合点数、選定順位が1位となっております。政治倫理審査会におきましても議論がありましたけれども、委員の採点にも大きな差はなく、特異な採点をしたような傾向も見受けられないものと考えております。また、当時の市長、副市長におきましては、指定管理者の募集や選定委員会についても、直接かかわるものではなく、選定委員会の運営においても意見等を申し述べる場もない中で、申請者からのプレゼンテーション後、直ちに審査、評価されますことから、採点に影響を及ぼすことは困難でございします。また、当時の市長、副市長においては事業者への応募の誘導、選定における有利な取り計らいについての指示は一切ない旨、明言をされております。また、この事案を受け、選定委員会事務局において選定委員会委員全員と面談が行われ、事業者及び当時の市長、副市長からの働きかけがなかった旨、確認がされておるところでございします。

資格要件につきましては、基本的な要件として、資料No. 1「運用ガイドライン」の8ページ及び資料No. 4「募集要項」の4ページ、5ページにおいて、指定管理者として指定を受けることができない欠格要件として、(1) 法律行為を行う能力を有しない者、(2) 破産者で復権を得ない者など、7項目を掲げております。また、資料のNo. 4「募集要項」の8ページ下段、「19 応募の無効又は応募者の失格」におきまして、申請書の提出関係や虚偽記載、不正行為など11項目を掲げております。

次に、管理運営着手後の取り消しにつきましては、資料No. 2「モニタリングに関するガイドライン」2ページの枠の中に記載しております、地方自治法第244条の2第10項の指定管理者への業務、経理や実地調査や必要な指示を行うことができ、第11項において、その指示に従わなかったとき、及びその他管理を継続させることが適当ではないと認めるときに指

定を取り消すことができるものとされております。また、資料No. 2「モニタリングガイドライン」7ページにも、③指定の取消等に取り消しや業務停止等に該当する5つの項目を示しております。

以上のように、当該事業者について、現状において、資格要件に抵触する事由は見受けられず、募集要項やガイドラインに規定する欠格事項等に該当しないと考えております。また、管理開始は本年4月1日からであり、まだ業務に着手していない状況におきましては、取り消し事由にも該当しない状況でございます。したがって、指定管理者選考に係る調査、確認状況などを踏まえた中で、4月からの飯塚市斎場の指定管理につきましては、市議会の議決後、きど葬祭へ指定通知書を送付いたしておりますが、この指定については有効であり、施設所管課におきまして、適宜、指定管理に関する事務を行っていくものと考えております。

それから、当事案発覚後、施設所管課におきまして事業者の代表を訪ねまして、一連の報道について、お話をさせていただきました。その中で、代表者はマージャン問題については認めた上で、「いろいろとご迷惑おかけして、非常に申しわけなく思っている。深く反省している。しかし、報道等であるような優位な働きかけについては一切ない。」ということをおっしゃり、同時に、「斎場施設の管理運営に当たっては、より一層責任を持って全力で努めていきたい。」ということをおっしゃっていました。

以上で、ご報告と説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

この質疑に入る前に、資料要求をお願いいたします。

提出いただいている配付資料の中で、No. 6の選定評価書は選定基準ごとの採点結果をお出しいただいておりますが、審査項目ごとの採点結果があれば、お願いできないでしょうか。

委員長において、お取り計らいよろしくをお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま勝田委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○総合政策課長

準備させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま勝田委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

資料が準備されていますので、事務局に配付をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○勝田委員

この配付資料の中で、各委員が採点するに当たって、各項目での基準等はどのようになっていますか。お答えください。

○総合政策課長

指定管理者の選定委員会におきます採点の方法についてのご質問でございますが、採点に当たりましては、評価点数、その基準につきまして、先ほどの経過でも説明ありましたとおり、第1回目の選定委員会におきまして、お手元に配付いたしております資料のNo. 1「運用に関するガイドライン」、こちらの18ページにも記載をいたしておるところでございますが、評価といたしましては、0点から5点までの6段階評価といたしておきまして、基本的に、標

準的な市の要求基準を満たしている場合を3点といたしまして、それよりも優れているのか、不十分であるのか、その度合いによりまして採点をいただいているところでございます。

委員の皆様には、このガイドラインとともに、先ほど18ページの評価基準、これを再度お配りをいたしまして、その採点方法についてご説明をしているところでございます。

○勝田委員

そこで、選定基準以外に採点の参考として供される資料等はないのですか。6段階の評価については、各委員の判断に完全に任されている状態なのでしょうか。

○総合政策課長

資料といたしましては、各申請者より提出されます各種資料、これを一覧表にまとめまして、委員が採点をされるに当たり、わかりやすく一覧表としてまとめておるところでございます。この採点につきましては、当然のことながら各委員のご判断によることを基本といたしております。

○勝田委員

各委員が採点するに当たっての委員間同士の協議等はあるのでしょうか。

○総合政策課長

指定候補者の選考をお願いするわけでございますけれども、この採点につきましては、各委員の採点による総合計によりまして順位を決めていくものでございますが、この採点において、委員会においては、当然のことながら、委員が採点されるに当たりまして、疑問点などがございましたときには、委員間でのそれぞれの立場からの情報交換等が行われまして、協議がなされておるところでございます。

○勝田委員

各委員さんが各自採点された後に、採点が委員によって大きく異なる場合の対応については、どのようにされていますか。

○総合政策課長

それぞれ各委員が採点された後、項目ごとに最高点数、それから最低点数の差が非常に大きい場合につきましては、採点されました委員に、それぞれその考え方等を委員会の中で確認されております。さらにほかの委員の皆様の見解も参考にされた上で、点数に変更があれば、改められておるという状況でございます。

なお、今回の斎場の審議に関しましては、本日、先ほどお配りしました追加資料のとおり委員間での大きな点数の差はなく、変更ということはございませんでした。

○勝田委員

ということは、今回大きな点数の差がなかったもので、確認する必要なかったということですね。

それでは選定結果において、どのような事柄が他の応募者より優れていたと考えられますか。

○総合政策課長

本日3枚の追加資料をお配りいたしております評価書のとおり20項目でございます。今回お配りしております資料でご覧いただきますと、審査項目の6番から9番、及び中段のほうになります。13番、それから一番下の20番になりますけれども、この項目におきまして選定された事業者におきましては、これまでの葬祭場での経験等から利用者の意見を取り入れる中で、サービスの向上、施設の効用を発揮できる効果的な取り組みへの提案、また13番にございますワークライフバランスの充実、男女共同参画の推進に向けた取り組みとしての女性の積極的登用の推進、そして20番でございますけど、経営基盤の安定性、こういった点において高い評価が得られているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

今、この斎場の指定管理者についてご報告を受けましたが、大前提として、あなた方執行部としては、予定どおり有限会社きど葬祭に指定管理者を任せたいというご報告を受けたという認識でよろしいですか。

○環境整備課長

今、質問者申されますとおりの考えでございます。

○上野委員

それでは改めて、今報告いただきました飯塚市斎場指定管理者の取り扱いについて、ご質問させていただきます。

この問題、この報告に関しては、明らかにしなくちゃいけない問題が大きく2つあるんだと思ってるんです。一つは、選定に当たって有利な取り計らいがなされたのかどうかという点。もう一つは、コンプライアンスの問題。特に市長、副市長に関しては政倫審で審議もあっておりますが、指定候補者のコンプライアンスに対する問題についても明らかにしていかなければならないのではないかと感じておりますので、この2点について、お伺いをいたします。

まず、有利な取り計らいがなされたのではないかとこの点について、指定管理者を選定する選定委員を、まずもって選考したときの過程はどのようになっているのか、また、選考基準はどうなっているのか教えてください。

○総合政策課長

今回の委員構成につきましては、先ほどもご報告させていただきましたとおり、学識経験者3名、公募による委員が2名、施設専門委員が1名、市職員が1名の7名で構成されているところでございます。まず、学識、公募委員につきましては、任期2年ということでございまして、今回のこの斎場の選定委員につきましては、昨年の平成28年6月13日から来年の平成30年3月31日までとなっておりますところでございます。学識経験者としての委員の選任につきましては、平成15年の地方自治法の改正によりまして、この指定管理者制度を導入したわけでございますけれども、その導入以来、この制度に関する識見を有する委員及び経営面、財務面に関する専門的な識見を有する委員について選任しているところでございます。

また、この選任方法につきましては、それぞれの関係機関に推薦を依頼いたしまして、今回大学の准教授、それから税理士、これも税理士会のほうに依頼をしておるところでございます。また、行政書士、3名を有識者として選任いたしております。公募委員につきましては、市民の皆様に対しまして、市ホームページ、市報等によって募集を行ったところでございます。また、専門委員及び市職員に関しましては、施設ごとの利用者など、その方々の意見を反映できるよう委嘱、任命をしているものでございまして、今回の施設専門委員につきましては、斎場の運営管理に習熟されておる方に就任をいただきまして、市職員につきましては、施設を所管する部長職としているところでございます。

○上野委員

先日行われた政治倫理審査会や執行部等の聞き取りなどにおいても、当時の市長、副市長、当該業者の代表者、選定委員の全てが指定管理候補者の選定に関して、有利な取り計らいや働きかけはなかったということではありますが、それぞれの聞き取りについて、どこで、どなたが確認したのか、時系列でわかりやすいように整理して説明していただけますか。

○総合政策課長

それでは、まず、当時の市長、副市長におきましては、御承知のとおり、平成28年12月22日の市議会本会議において、便宜供与の働きかけは一切ないと否定をしておるところでございます。また、ご指摘もございました、本年1月23日に開催されました、飯塚市政治倫理審査会におきましても、出席の上、事情聴取に対しまして、便宜供与の働きかけがない旨、回答をいたしております。また所管課におきましても、当時の市長、副市長に対しまして、

12月の報道以来、その件に関しまして、適宜そのような選定に関する便宜供与等々につきまして、何ら関与していない旨を、確認をさせていただいているところでございます。

また、先ほどもございました、当該の事業者の代表者につきましては、本年1月10日に所管課において代表者との面談を行ったということでございます。

また、選定委員の皆様に対しましては、本年1月13日、金曜日でございますが、及び、翌、月曜日の16日、両日におきまして総合政策課におきまして、委員の皆様と連絡を取り、職場やご自宅等にお伺いしまして、外部委員全員との個別面談を行っております。そのときにも、先ほどございました、市長、副市長、市職員及び関係業者等々からの働きかけについてはなかったといったことを、口頭ではございますが、確認をいたしておるところでございます。

なお、我々事務局関係職員につきましても、今回の件につきまして、働きかけがあったかどうかといったことについては、全くないということで、聴取をいたしておるところでございます。

○上野委員

重ねて聞くような形になるかもしれませんが、指定候補者から選考委員の皆さん方に対して、働きかけをすると、そのようなことを防ぐような手だてはお持ちですか。

○総合政策課長

質問者おっしゃいますとおり、再度のご答弁にはなりますけれども、基本的に、選定委員につきましては任期中においては、選考過程において適正な審査、発言に影響が及ぶことのないよう、飯塚市情報公開条例の第8条によりまして、そのお名前等について非公開としております。

また、プレゼンテーション。先ほどもお話をさせていただいておりますが、基本的には応募団体が、選定委員を知り得る機会といたしましては、第3回目、最終回のプレゼンテーションのときでございます。そのプレゼンテーションが終わりますと、直ちに審査、採点を行われますことから、指定管理者との接触という時間的な働きかけをするといったことは困難であると考えているところでございます。

○上野委員

先ほど選定委員の選定について説明を受けましたけれども、選定委員を選考するに関して、何らかの働きかけが行政のほうにあったのではないかと、また、あわせて、選定委員と当該事業者ほか、応募業者との間との関係については調査をされたのでしょうか。

○総合政策課長

選定委員の選出につきましては、それに関しまして、事務局関係者への働きかけなどについては、業務を進めております状況から、また、業務の内容、打ち合わせ状況等から、そのようなことはなかったと考えております。先ほどもご説明申し上げましたけれども、この学識経験者選定委員は2年間を任期としておるところでございます。この任期の間に選定をする施設というものを審議いただくということでございますので、委員を選任する段階から、この応募団体といったものはわかりません。そのような状況の中で、委員におかれましては、具体的なその任期の期間における指定管理期間の終了に伴う、必要とされる施設の指定管理候補者の選定をお願いしているということでございますので、基本的には応募団体が明らかになる以前に委員の選考を行うことと、時間的にはそのような形になっております。また、専門委員、市職員については、これも同様でございます。具体的な応募者が出る前に、その施設の委員の選考に入ってまいりますので、そのような形での選考を行っております。また、このようなことから、委員選定に関します働きかけを行うという機会はないものと考えております。

また、選定委員と応募団体との利害関係の有無についてでございますけれども、これにつきましては、応募者が決定した後に、選定委員会を開催するに当たり、各委員との日程調整ある

いは事前にこの応募団体の各種資料を送付するに際しまして、この応募団体等との特定の利害関係など、選定に支障がないかについては、口頭ではございますけれども確認をいたしているところでございまして、そのような申し出はあっておりません。

○上野委員

それでは選定委員を選定するに当たって、原則的に市長、副市長を初めとする市の幹部四役との事前協議は行われるんですか。

○総合政策課長

委員の選考に関しましては、原則といたしまして、四役と事前協議、市長、副市長等々との事前協議ということは行っておりません。先ほど申し上げました規定に基づきまして、選考を事務局で行い、決裁という形で選考いたしております。今回の選考につきましても、当時の市長、副市長との協議は行っておらず、当該事業者のほか、応募者等からの問い合わせも事務局へはあっておりません。

○上野委員

今、るるお聞きしましたが、働きかけもなく、選考は正常に行われたという認識をしているということですが、あなた方が行い得る限りの必要な調査は全て行ったというふうな自信と責任を持って、この報告をなされているのですか。担当部長、答弁お願いします。

○企画調整部長

今、質問委員言われます調査でございますけれども、現段階で我々ができる範囲のことは確認させていただいてきておるといふようなことを考えております。執行部としましては、これ以上の確認はできかねるのかなというふうに考えております。

○上野委員

じゃあ次に、指定候補者のコンプライアンスに関することについてお聞きをいたします。

当該業者はかけまージャンを市長、副市長と一緒にされて、有利な働きかけをした、されたのではないかという疑義を持たれておりますが、このご本人、代表取締役社長に対しては、当該法人から何らかの処分等があったのでしょうか。

○環境整備課長

現時点におきましては、法人において何らかの処分等があったということは聞き及んでおりません。

○上野委員

当該事業者は、指定管理者として受託する業務を、公共の仕事という認識を持って公共性や法令遵守に対応しているというふうに行政は評価していますか。

○環境整備課長

当該業者につきましても、斎場が公共の施設であること、また、業務を受託するに当たって、公共性や法令遵守等々に関しましても承知された上で応募をされ、指定管理者の候補として一定の手続等を経て評価がなされた結果、指定管理者として選定をされたものであるというふうに認識しているところでございます。

○上野委員

応募の時点、選定の時点では、そのような評価であったというのわかりますが、現時点においては、どういうふうに評価されてますか。

○環境整備課長

今回の件に関しまして、顧問弁護士へ確認をさせていただきました。かけまージャンの問題に絡みまして4月から指定管理者となる葬祭業者の代表者がメンバーであったことをもって重大な違法行為とは認定できないという見解でございましたので、私どももその見解に沿った認識でございます。

○上野委員

今回の件について、代表取締役社長と面談をされて、反省や今後の心構えを受けたというご報告がありました。市として正式な訓告を行うこと、また、顛末や反省を文書で提出させるということは考えておられますか。

○環境整備課長

先ほどもご説明いたしましたけれども、当事案発覚後に事業者の代表者を訪ねまして、一連の報道について、お話をさせていただきました。そのときは口頭でございましたが、市といたしましては、今質問者が言われますように、顛末、それから反省などに関しまして、事業者より文書で提出をしていただくよう対応を考えているところでございます。

○上野委員

では、今回の件に関する候補者が斎場の指定管理者になることについて、苦情等は寄せられておりませんか。また、今回の件では、庁舎内に押しかける市民の方々も出て、公務に影響が出たというふうに思います。そのようなことが斎場で起きては大きな問題になるのではないかと考えていますが、行政はそのところ、どう考えておられますか。また、どのように対応されるのか、教えてください。

○環境整備課長

今回の件について、全体で千件ほどの苦情等が寄せられておりますけれども、その中で指定管理者に関しましては、十数件の苦情がっております。

次に、飯塚市斎場は、公衆衛生、その他の公共の福祉の見地から、火葬を支障なく行うために設置された施設でありまして、利用されるご遺族が、ゆっくりと安心して心ゆくまで個人をしのぶことができる場の提供を目的として、運営管理を行っているものでございます。このことから斎場を利用される方々に影響を及ぼすことがないように、管理体制など万全を期すとともに、常に誠意を持って施設の目的に沿う管理運営がなされるよう、指定管理者へ指導等を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○上野委員

今2点について聞いてきたんですが、今後の対応なんですけれども、欠格事項や取り消し事由に該当しないというご説明がございましたが、コンプライアンス上の問題として、市のほうから指定を取り消すなどの規定等はないのでしょうか。

○総合政策課長

委員ご指摘のとおり、先ほどご説明をさせていただきましたように、指定を取り消すといった場合につきましては、現実には、この指定管理業務を行っている場合におきまして、地方自治法の規定に基づき、その業務内容について、また経理の状況等に関して報告を求め、実地調査を行い、必要な場合に指示を行いながら改善を求め、その指示に従わない場合において、指定管理者による管理を継続することが適当ではないといった場合にのみ、取り消すことができるものということでございますので、それ以外のコンプライアンス関係での直接的な取り消し規定といったものはないというふうに考えております。

○上野委員

取り消し規定はないということですが、市が指定管理者に管理運営を委ねないというふうに判断をした場合、当該事業者、候補者ですけれども、は飯塚市に対して損害賠償等の請求ができるのでしょうか。そういった場合、想定される額はいかほどになりますか。

○総合政策課長

この取り消しということに関してでございますけれども、先ほども答弁申し上げました市の顧問弁護士とも、この損害賠償については協議をさせていただいております。この協議の内容につきましては、行政処分を行ったこの取り消しに対しては、市に対して損害賠償請求を求められるということは可能性としてはあるということでございます。先ほどもございました、取り消し規定に明確でない項目についての行政処分の取り消しということについては、損害賠償

の対象になるということでございます。

また、その額についてのご質問でございますけれども、既に、この事業者のほうにおきましては、受託に向けた準備を進められているというふうなことでございますので、この準備行為に必要な経費等が対象になるのではないかと想定はされますけれども、現在のところ、その詳細については、把握をいたしておりません。

○上野委員

指定管理者選定における疑義という問題はちょっと別にしておいて、代表者のコンプライアンスの問題は解消されるわけではないんですね。指定期間を、例えば短縮して様子を見るというような方法は取れませんか。

○総合政策課長

今回の飯塚市斎場の指定管理期間につきましては、平成29年、本年4月1日より平成34年3月31日までの5年間といたしております。資料にも配付させていただいておりますとおり、議案として市議会において議決いただきまして、指定管理者のほうに、9月30日指定の通知を送付いたしております。したがって、この5年間という期間を通知しておりますことから、現状での期間の短縮といったものは難しいと考えております。しかしながら、さきにもご報告させていただきましたとおり、モニタリング、今後の運用状況等々におきまして、適宜その状況を把握しながら、適切な管理運営についての把握、そして状況によりましては、取り消し、一部停止等々の措置を行うことといたしているところでございます。

○上野委員

先ほど、1つ前の質問で、当該事業者は市に損害賠償請求できるかと、想定される額はいかほどだというふうな質問をさせていただきましたが、弁護士に確認されたというご答弁がありました。その弁護士に確認された具体的な内容をここでお教えしていただければ、教えていただけませんか。

○総合政策課長

弁護士につきましては、本年1月19日に事務所に伺いまして、協議をさせていただいております。その内容につきましては、まず今回の事案が指定取り消しの要件に該当するかどうかという点でございます。そして損害賠償請求の対象になるのかというこの2点について、質問をさせていただいているところでございます。

○上野委員

その際の弁護士さんに確認された内容としては、かけマージャンの、この今回の問題に絡むことについては、たとえメンバーであったとしても重大な違法行為とは認定できないというようなご回答だったわけですか。

○総合政策課長

そのとおりでございます。

○上野委員

仮に、この斎場、直営へと戻した場合どのような問題が発生しますか。

○環境整備課長

直営で実施する場合でございますけれども、飯塚市斎場条例第3条に、飯塚市斎場の管理は指定管理者に行わせるものという規定がございます。そのため直営で行うためには、3月議会において飯塚市斎場の管理の特例を定める条例の制定が必要になります。直営として業務委託と市職員が実施する方法がございますが、委託業者の選考については、入札によって行うにしても、プロポーザルによって行うにしても、条例制定後からの取りかかりになりますと、4月1日からの業務を行うためには、時間的に対応ができません。そのため、市職員で、これは嘱託等の雇用が必要になりますけれども、実施する方法しかないというふうに考えております。

現在、火葬業務に従事できる職員配置というのは配置がされておきませんので、職員の雇用

が必要となりますし、これまで指定管理者が再委託で行っていた保守点検等の各種委託、これが11業務ほどあります。それから光熱水費等の支払いや消耗品等の発注、軽微な修繕の対応等も必要になりまして、経費の面から言いますと、直営のほうが指定管理で行うよりも570万円ほど高額になるというふうに見込んでいるところでございます。

○上野委員

契約課見えていますかね。ちょっとお聞きします。執行部としては、今回の指定管理は予定どおり進めていきたいということなんですけれども、例えば工事請負契約などにおいて、入札後、今回と同様のことが起きたとしたら、そのときの対応はどのようになりますか。

○契約課長

入札後、今の質問ですけど、契約を締結しない旨の該当規定がございませんので、今回と同じような対応になるかと思えます。

○上野委員

先ほどから、報告、答弁などによって、指定管理者の選定において有利な取り計らいがなされたのではないかというような疑義については、その仕組み、結果、あるいは関係者などへの確認により、そのようなことはなされておらず、よって指定管理者の選定は正常に行われたのではないかという点については理解をいたしました。

しかし、指定管理者の代表が、そのような疑義を招くようなことになる、かけマージャンの席にいたということは事実であって、そのことに関しての問題、コンプライアンスの問題はこれからも残っていくわけですので、この問題については、執行部においても、先ほど答弁の中で、文章で反省を求めていくことや、モニタリング等を行って管理監督をしていくことなどするということですが、今回の一連の問題で一番迷惑をこうむっているのは市民の皆さんです。みずからに何ら非のないことでイメージの落ちた飯塚市になってしまったわけですから、今後、行政におかれては、市民感情に沿って十分かつ厳重に対応をしていかれるべきだというふうに思えます。

言うまでもなく、斎場は気に入らないから使いませんというような施設ではありません。市民の皆さんから、やはり、あの指定業者ではだめだったじゃないと言われるようなことのないように、当該事業者を厳しく指導していただき、執行部におかれては、市民生活に支障が生じないように、引き続き鋭意対応をしていただくように、お願いを申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。